



県章

山形県公報

令和7年10月10日（金）

第646号

毎週火・金曜日発行

目次

規則

- 山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則……………（DX推進課）…1009

訓令

- 附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令……………（人事課）…1010
○山形県公文書管理規程の一部を改正する訓令……………（高等教育政策・学事文書課）…1011

告示

- 県議会定例会の閉会……………（財政課）…同
○山形県指定有形文化財の指定の解除……………（県民文化芸術振興課）…同
○公共測量の実施の通知……………（農村計画課）…同
○土地改良区の役員の退任の届出……………（庄内総合支庁農村計画課）…1012
○建築基準法の規定による指定確認検査機関の変更の届出……………（建築住宅課）…同
○山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会計局）…同

人事委員会関係

規則

- 山形県人事委員会規則5－4（給与の支払監理）の一部を改正する規則……………1013

病院事業局関係

告示

- 指定納付受託者の指定……………1014

公告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（防災危機管理課）…同
○一般競争入札の公告……………（病院事業局）…同

正誤

規則

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月10日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第55号

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に関する規則（平成27年12月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則

第 1 条中「山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を「山形県個人番号の利用に関する条例」に改める。

第 2 条第 5 項を削り、同条第 6 項中「別表第 1 第 6 項」を「別表第 1 第 5 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項から第10項までを削り、同条第11項中「別表第 1 第11項」を「別表第 1 第 6 項」に改め、同項第 2 号中「の収入」を「（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）の収入」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第12項中「別表第 1 第12項」を「別表第 1 第 7 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第13項から第16項までを削る。

第 3 条第 5 項を削り、同条第 6 項中「別表第 2 第 6 項」を「別表第 2 第 5 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 7 項中「別表第 2 第 7 項」を「別表第 2 第 6 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項中「別表第 2 第 8 項」を「別表第 2 第 7 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 9 項中「別表第 2 第 9 項」を「別表第 2 第 8 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第10項中「別表第 2 第10項」を「別表第 2 第 9 項」に、「同表第10項」を「同表第 9 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第11項中「別表第 2 第11項」を「別表第 2 第10項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「別表第 2 第12項」を「別表第 2 第11項」に改め、同項を同条第11項とする。

第 4 条を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第15号

庁 中
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年10月10 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程（昭和56年 4 月県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 山形県防災会議の項中

「
副知事
各部長
会計管理者
各部の主幹課長
県土整備部砂防・災害対策課長
会計局会計課長
」

を

「
副知事
防災くらし安心部長
」

防災くらし安心部防災危機管理課長

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第16号

庁 中
出 先 機 関

山形県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県公文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県公文書管理規程（令和 2 年 3 月県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 Q 建設の項の表中 「公園」を「公園 盛土規制」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第689号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第 1 項の規定により令和 7 年 9 月19日招集した山形県議会定例会は、同年10月 9 日閉会した。

令和 7 年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第690号

山形県文化財保護条例（昭和30年 8 月県条例第27号）第 5 条第 1 項の規定により、次の山形県指定有形文化財の指定を解除する。

令和 7 年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

種 別	名 称	員 数	旧所有者	旧 所 有 者 の 住 所
絵画の部	絹本著色木芙蓉双鴨図 山本梅逸筆	1 幅	個人	酒田市若竹町
工芸品の部	太刀 無銘伝千手院	1 口	同	鶴岡市友江町
工芸品の部	刀 朱銘（光常）来国光光忠折紙付	1 口	同	同

種 別	名 称	員 数	所有者	所 有 者 の 住 所
書跡の部	芭蕉消息	1 巻	個人	東京都世田谷区

山形県告示第691号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
酒田市下青沢地内

- 2 公共測量を実施する期間
令和 7 年 9 月30日から同年12月12日まで
- 3 作業の種類
公共測量（3 級基準点測量、G N S S 標高測量）

山形県告示第692号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、庄内赤川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和 7 年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理 事 及 び 監 事 の 別	氏 名	住 所
理 事	本 間 松 弥	鶴岡市菱津い117番地

山形県告示第693号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第 2 項の規定により、指定確認検査機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

令和 7 年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定確認検査機関の名称及び住所
株式会社山形県建築サポートセンター
山形市城北町一丁目12番26号
- 2 届出の内容
確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更

変 更 前	変 更 後	変更年月日
山形市城北町一丁目12番26号	同左	令和 7. 10. 14
米沢市金池三丁目 2 番40号	米沢市駅前三丁目 5 番22号かなつビル 2 階 205号室	
東田川郡三川町大字横山字袖東16番10号	同左	

山形県告示第694号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年10月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年 8 月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「鶴岡市本町一丁目 9 番 7 号」を「山形市本町一丁目 4 番21号」に改める。

別表第 2 中 「宇都宮市大通り三丁目
1 番17号」 を 「宇都宮市馬場通り二丁
目 1 番 1 号」 に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、令和 7 年10月14日から施行する。

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則 5－4（給与の支払監理）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月10日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則 5－4（給与の支払監理）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則 5－4（給与の支払監理）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項第 4 号中「介護掛金」を「介護掛金、子ども・子育て掛金」に改める。

別記様式(2) 中

「

共 済 厚 生 年金保険料	共済退職等 年 金 掛 金	互助会掛金	所 得 税	住 民 税	そ の 他 控 除 額		

」

「

共済子ども 子育て掛金	共 済 厚 生 年金保険料	共済退職等 年 金 掛 金	互助会掛金	所 得 税	住 民 税	そ の 他 控 除 額	

」

改める。

別記様式(3) 及び別記様式(4) 中

控 除 情 報						法廷控除額	現金支給額	領収確認	[理由・計算式]	を
共済短期 掛 金	共済介護 掛 金	共 済 厚 生 年金保険料	共済退職等 年 金 掛 金	互助会掛金	そ の 他 控 除 額					

控 除 情 報							法廷控除額	現金支給額	領収確認	[理由・計算式]	に
共済短期 掛 金	共済介護 掛 金	共済子ども 子育て掛金	共 済 厚 生 年金保険料	共済退職等 年 金 掛 金	互助会掛金	そ の 他 控 除 額					

改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

病院事業局関係

告 示

山形県病院事業告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和 7 年10月10 日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定年月日

名 称	所 在 地	指定年月日
やまぎんカードサービス株式会社	山形市十日町二丁目 4 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日
イオンフィナンシャルサービス株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地	同 上

2 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入

山形県立病院料金条例（平成14年10月県条例第51号）に規定する料金

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 1 条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和 7 年10月10 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

令和 7 年度 気象庁による防災気象情報電文の仕様変更に伴う一斉指令システム改修業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県防災くらし安心部防災危機管理課 山形市松波二丁目 8 番 1 号 電話番号023 (630) 2671

3 随意契約の相手方を決定した日 令和 7 年 9 月 4 日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

三菱電機株式会社東北支社 宮城県仙台市青葉区花京院一丁目 1 番20号

5 随意契約に係る契約金額 118, 800, 000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第 1 項第 2 号該当

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、山形県立病院総合医療情報システムに係る部門仮想基盤構築等業務（中央病院・新庄病院）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 1 条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和 7 年10月10 日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目 8 番 1 号 山形県庁 2 階 入札室

(2) 日時 令和 7 年11月20 日（木）午前11時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
山形県立病院総合医療情報システムに係る部門仮想基盤構築等業務（中央病院・新庄病院） 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約を締結した日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 令和 7 年度山形県物品及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和 7 年 1 月 31 日付け県公報第 574 号）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
 - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目 8 番 1 号
山形県病院事業局県立病院課 D X 推進担当 電話番号 023 (630) 3410
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県病院事業局県立病院課 D X 推進担当で交付するほか、希望者には郵送により交付する。郵送による交付を希望する者は、上記担当に電話等により連絡のうえ、所要の切手を貼付した返信用封筒を送付すること。
- 5 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下、「規則」という。）第 135 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第 122 条の 2 の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
規則第 120 条第 1 項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
 - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては、一般競争入札参加資格確認申請書を令和 7 年 11 月 7 日（金）午後 1 時までに、競争入札参加資格者名簿に登載され

ていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和 7 年11月 4 日（火）午後 1 時までに山形県病院事業局県立病院課DX推進担当に提出するとともに、併せて 2 の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。

- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2 の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: The Departmental virtual infrastructure construction related to total information system for Yamagata Prefectural hospitals (Chuo Hospital and Shinjo Hospital): 1 set
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. November 20, 2025
- (3) Contact point for the notice: Prefectural Hospital Division, Hospital Affairs Agency, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)3410

		正		誤	
発行年月日	県公報 番号	ページ	行	誤	正
令和 7. 3.21	号外 (12)	3	下から 4	者	もの
同	同	同	下から 3	者	もの